

議案第1号

野洲市スポーツ推進審議会 会長、副会長の選出について

○野洲市スポーツ推進審議会条例

平成19年 9月26日

条例第27号

改正 平成23年 9月22日条例第19号

(題名改称)

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議するため、野洲市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平23条例19・全改)

(所掌事務)

第2条 審議会は、野洲市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、スポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進施策について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。

(平23条例19・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員で組織する。

(委員の任期)

第4条 審議会の委員(以下「委員」という。)の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱のあった日から平成21年3月31日までとする。

付 則(平成23年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

○野洲市スポーツ推進審議会条例施行規則

平成19年9月28日

教育委員会規則第6号

改正 平成23年10月20日教委規則第9号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市スポーツ推進審議会条例（平成19年野洲市条例第27号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、野洲市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平23教委規則9・一部改正)

(審議会の委員)

第2条 条例第3条に規定する審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) スポーツ団体の代表者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(平23教委規則9・一部改正)

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、特に必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(関係人の出席)

第6条 審議会は、所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、意見又は説明

を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成23年教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

別紙

(1) 野洲市スポーツ推進審議会 会長、副会長の選出について

事務局案

会 長 山 本 博 一 氏

副会長 松 並 典 子 氏

